

各管区警察局広域調整部長
警 視 庁 交 通 部 長 殿
各道府県警察（方面）本部長
（参考送付先）
警察大学校交通教養部長

原議保存期間	20年(令和29年3月31日まで)
有効期間	一種

警察庁丁交指発第93号、丁規発第90号
令和8年5月19日
警察庁交通局交通指導課長
警察庁交通局交通規制課長

道路交通法施行令の一部を改正する政令等の施行に伴う交通指導取締り上の留意事項について（通達）

自動車の最高速度に関する道路交通法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第248号。以下「改正令」という。）及び道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和6年内閣府令第67号。以下「改正府令」という。）は、令和8年9月1日から施行されるところ、改正令による改正後の道路交通法施行令（昭和35年政令270号。以下「令」という。）及び改正府令による改正後の道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。）に係る最高速度違反取締り上の留意事項等は下記のとおりであるので、遺漏のないようにされたい。

記

1 指導取締りの基本的な考え方

指導取締りの基本的な考え方は、「交通事故抑止に資する交通指導取締りについて（通達）」（令和7年3月10日警察庁丁交指発第33号ほか）において、交通死亡事故及び重傷事故の抑止を最大の目的として、PDCAサイクルに基づき管理することと示しているところ、改正令及び改正府令による改正後の道路交通法（昭和35年法律第105号）第22条の道路標識又は道路標示による最高速度規制（以下単に「最高速度規制」という。）が実施されていない一般道路（令第11条柱書に規定する一般道路をいう。）における最高速度違反取締りにおいても、その基本的な考え方は変わらないことから、指導取締りの実施に当たっては、交通事故の発生場所や時間帯、違反の種別、原因等を分析し、真に交通事故抑止に資する指導取締りを実施すること。

2 指導取締りに当たっての留意事項

改正令及び改正府令による改正後の最高速度違反取締りに当たっては、取締り実施場所における最高速度を確実に確認の上、1の指導取締りの基本的な考え方に基づき実施すること。

なお、最高速度規制が実施されていない一般道路における法定速度（令第11条に規定する最高速度をいう。）が60キロメートル毎時又は30キロメートル毎時となるかの判断に当たっては、必要に応じて交通規制を担当する課に確認を行うなど、適正な交通指導取締りの確保に努めること。

3 指導取締りに従事する警察官に対する指導教養の徹底

改正令及び改正府令による改正後の最高速度違反取締りに従事する警察官に対して、

- 自動車の最高速度に関する改正内容
- 上記1に記載する指導取締りの基本的な考え方
- 上記2に記載する指導取締りに当たっての留意事項

について、警察本部交通部交通指導取締担当課が主導して、指導教養を徹底すること。